

山城八瀬村赦免地一件 補遺

平山敏治郎

一一

先年山城国愛宕郡八瀬村の赦免地訴訟一件について、村方に伝存する当時の文書断簡等によつてその顛末をあらまし述べたことがあつた。^(註)

日光門跡輪王寺の公弁法親王が時の將軍徳川綱吉に申入れて、八瀬山を含む比叡山の結界淨域を、近い時代の先例を無視一変して、一挙に遙かに遠い古代の制に復することになつた。このことによつて山麓西坂本の八瀬村民は累年必死の訴願を繰りかえしてかつがつ支えてきた山林の大部

が山門結界のうちに囲みこまれることになつた。かくして一村の存亡にかかる大変革に当面し、その危機を免かれるために村人の決死の運動がはじめられた。

まず順序として京都町奉行所に愁訴を重ねたが、その願意はほとんど認められなかつた。よつてつぎに代表を江戸表へ差し下して、幕府要路の人々に対して越訴ながらも歎願することになつた。

やがて年を越えて綱吉は薨じ、六代の將軍として甥の徳川家宣が襲職登場した。この新將軍は前代の弊風を一変する施策をつぎつぎにおこなつた。八瀬村の訴訟についても宝永七年七月になつて申渡があつた。山門結界はにわかに

改廃し難いが、その代償として、八瀬村内にある禁裏御料六三石二三四を除いて、そのほかの寺領、諸家知行所はすべて他所に移し、八瀬の地は代官支配の天領に組み入れ、年貢諸役の一切を免除するとの沙汰書が下された。いわゆる赦免地たるべしとの判決で、村民にとつて夢想もしなかつた恩命が下されたのである。

先年この事件のあらましを述べたとき、他に移された諸家の新しい知行地について詳しく述べることができなかつた。そのうち管見に入った史料によつてそのことを明らかにし、もつて前稿の不備を補いたい。

一一二

宝永七年に代官支配に移されたのはつぎの四家の分で、
総高二百八石七斗四升二合であつた。

石

一〇〇、〇〇〇 林大学頭知行
六五、六二三 施薬院知行
三〇、〇〇〇 寂光院領
一三、一二〇 長岡帶刀知行

このうち高百石林大学頭知行の分は、和泉国和泉郡尾井村において、物成詰込にして高百六拾石四斗四升八合を賜つたことが正徳二年郷村高辻帳に見えた(竹橋余筆別集)。
また大阪府全志卷五、和泉国和泉郡尾井村の条にはつぎのような記事があつた。

堂上施薬院領 壱百四石武斗五升九合

尾井村

壱百四石武斗五升九合

麾下林大学頭^{頭脱力}采地

壱百六拾石四斗四升八合

尾井村

武拾石

細川家家臣長岡帶刀采地

武拾壱石參斗七升

尾井千原村

壱百四拾石四斗四升八合

尾井村

武拾壱石參斗七升

諸家いづれも旧持高よりは若干の加増を得たことにな
る。

尾井村は大阪府全志編纂のころは大阪府泉州郡信太村の大字、尾井千原村は同じく泉州郡上条村に属していた。その沿革として述べられたところ、前者は「本地は貞享元年より徳川氏代官の支配となり、元禄三年松平美濃守の領地に転じ、宝永二年再び徳川代官の支配に帰し、翌三年四領に分割せらる、即ち村高參百七拾九石五斗六升六合の内、

壱百四石武斗五升九合は施薬院家領、武拾石は麾下林大学

頭の采地、武拾壹石參斗七升は肥後細川家家臣長岡佐渡守の采地、武百參拾參石九斗參升七合は依然徳川代官の支配

たり下略」とあり、また後者についても「古来和泉郡、もと信太郷の内、尾井村の内、宝永七年代官辻五右衛門支配のとき、尾井村より分れて尾井千原村と称す」と解説し、「本地は宝永七年より麾下林大学頭の采地となり、同氏世襲し下略」とあつた。つまり尾井千原村は林家が単独知行したものである。

これらは木村礎氏校訂の旧高旧領取調帳の近畿篇によると、いずれも代々変ることなく伝領して幕末に至つたようである。ただし尾井村の代官支配地はのち一橋家の領に入つた。

なお大原村の寂光院領は右の記事には洩れて見えないが、これは取調帳によると山城国葛野郡下山田村のうちに移されていた。この村の高六拾四石六斗七升二合が寂光院領である。この寺領が八瀬村の代替地とするとほとんど倍増したことになる。

八瀬村赦免地に伴う諸家の替地については以上に述べたところで一応落着したといえる。ここで改めて注意したいのは、右のうちに肥後国熊本城主細川越中守家の家臣、いわゆる又者の身分にある長岡帶刀家の知行があつたことである。このことについても少しばかり知見があるので備忘のため記しておく。

寛政重修諸家譜第一轉の細川忠興の譜に、「文祿元年、諸將とともに朝鮮に渡海し(中略)二年六月かの地にありてしばしば力戦し、晋州城を陥れ、家臣松井康之等軍功をあらはす(中略)帰朝の後、太閤康之が功を賞して石見国の半をあたへ、幕下に列せしめむ事を命ぜらるるといへども、恩顧ある藤孝父子の同列たらんこと本意ならずとて、固く辭して申せしかば、太閤その貞節を感じ、康之常に数奇を好めるにより、茶料として山城国相楽・愛宕両郡のうちにおいて百七十石余の地を宛行はる(中略)(慶長六年五月)二十六日さきに太閤より康之にあたへられし山城国相楽・愛宕両郡の地、これまでのごとく知行すべきむね、山岡道阿弥奉書を

もつておほせをつたふ」と見えた。道阿弥の奉書とは徳川家康の安堵状に相当する。ことは関ヶ原の勝利のものとであった。

また同書は忠興の嫡子忠利の譜においてもつぎの記事を載せた。「(寛永十三年四月八日)家臣長岡佐渡 興長が

父康之にたまはりし山城国相楽・愛宕両郡の地、これまでのごとく知行すべきのむね、老中連署の奉書をもておほせを伝へらる。子孫にいたりて愛宕郡の地を和泉国和泉郡のうちいうつさる」と。

これらによつて長岡帶刀家の山城国愛宕郡の知行所といふのは豊臣秀吉から賜わつたこと、また八瀬村のうちにあつたことが知られた。なお越中守忠興の息女は長岡佐渡興長の妻であり、興長の家は忠興の男を養つて相続させた。佐渡守寄之という。

熊本藩年表稿によると、宝永七年七月十九日の条につぎの記事があつた。

幕府、長岡(秀之)帶刀に先祖以来領知せしめた山城国二郡のうち愛宕郡八瀬を收め、九月二十二日替地を和泉国の中に与う(御家譜統編、肥後近世史年表)

宝永七年の替地が七月十九日の御沙汰につづいて、同年九月二十二日に至つて定まつたことが知られた。当主帶刀

寿之は先祖の康之、興長、寄之、直之について五代目になる。

一一四

ここになお一つの知見があつた。長岡帶刀家が世襲伝領した山城愛宕郡八瀬村の知行は先祖の康之が豊臣秀吉から与えられたというが、実際に康之が賜わつたのは相楽郡神童子村の百六十石壱斗七升のみで、八瀬村の十三石余は実

は康之の母親に扶助料として別途に与えられたものだといふのである。復古記卷七十四 明治元年閏四月十七日条に「細川詔邦(慶順)、其老臣長岡某(刀)ノ畿内采地ノ縁由ヲ陳シ、更メテ朝命ヲ以テ之ヲ賜ハシコトヲ請フ、批シテ暫ク其旧ニ仍ラシム」とあり、同年三月十九日付で新政府の弁事局へ細川

家の家中青地源左衛門の名で差出した理由書その他を列記している。それによると、長岡氏の山城国内にある知行所といふものの地名は問題ではないが、天正十三年十一月二十一日に織田信長から先祖松井佐渡守康之が賜わつたもので、同時に康之の母に八瀬村の内で扶助があつたといい、さらに文禄二年十一月に康之朝鮮より帰朝のとき、豊臣秀

吉がこれらを安堵したという。由緒を伝えるとき伝承はしばしば成長し、時代は次第に古きに遡りやすく、人物も一段と古い名に置きかえることがある。こうして権威を高めようとするものである。右の趣意の中で、信長は早く天正十年六月に京都本能寺で弑逆に遭つたから同十三年には存命していない。十三年十一月には秀吉は関白になつたばかりである。當時武人としてその上にある権威はなかつたのである。左にこの願書を掲げる。

越中守家老長岡帶刀先祖松井佐渡守康之へ天正十三年十一月廿一日信長公ヨリ於山城国相楽郡神童子村百六十石一斗七升為知行賜之、且又康之母モ於同國八瀬村之内十三石余扶助有之、領知仕候處、文禄二年十一月康之朝鮮ヨリ帰朝ノ上、秀吉公ノ前へ被召出、數箇年抽軍功、殊更於朝鮮晋州城一番乗ノ儀感賞有之、石見半国ヲ被充行、可為直參之旨被命候得共、直參ニ罷成候之儀、対王家背本意候旨、固辭致シ候ニ付、其志ヲ好シ、被任存念、信長公ヨリ賜候旧地於城州神童子村被充行、母ヘモ於同國愛宕郡八瀬村格別ニ給之、両所トモ無役ニ被命置候處、乍聊後年ノ為迪、本知母分共一紙ニ結ヒ、朱印ニシテ深山ト号候茶壺ヲ添給候、右由来ヲ徳川氏始祖ニモ

被聞通、感悅之旨ニテ殊愛ノ水指被贈之、其後徳川家ヨリモ代々康之子孫へ連綿ト被充行領知仕候處、宝永八年八月、八瀬村知行所ノ儀ハ用地ニ相成候由ニテ、於和泉國泉郡尾井村ノ内、為代地被充行候、然處山城全国禁裏御料ニ相成候付テハ、帶刀知行所神童子村ハ可被召上候儀ニ御座候處、今後朝政被仰出候付テハ、山城全国ニ限不申、徳川氏料所ハ悉ク禁裏御料ニ可相成候儀ト奉存候間、右神童子村ノ儀ハ前条ノ通格別之訛ニテ、數百年知行仕來候事ニ付、被為叶儀ニ御座候ハハ、是迄之通被下置、且八瀬村代地和泉尾井村共都合百七十三石二斗九升ノ領知、此節朝廷ヨリ新ニ帶刀ヘ被為拝領候様有御座度、於越中守重疊奉願候、尤當節柄是等ノ儀申上候ハ甚以恐多奉存候得共、先祖以来ノ訛、彼是之趣厚御恕察被成下、願意御採用御仁断下賜候ハハ帶刀身ニ取候テハ冥加至極、不朽ノ朝恩、於越中守モ如何計難有感佩可仕候、此段御内意奉願候様越中守申付越候以上」（細川護久家記）とあつた。これに再請書二通が添えられた。いずれも伝承を細々縷々述べ、繰り返したものである。

右に対して閏四月のうちにつぎの達書が出された。

細川越中守

認知する下知状をはじめて与えた。

其方家來長岡帶刀領地之儀、同人願之趣被聞召置候

万機御一新之折柄總テ所領地之儀追テ御詮議振モ可有之

候ニ付、先是迄之通相心得候様可申聞候事

閏四月

(官中日記・細川護久家記)

そうこうして明治三年六月に至り、廩米弐拾弐石ヲ賜つて、長岡氏の山城国旧知行地は公取されたと付記された。

他の諸家もまた同じようにして采地を失ったことと思われる。

註 人文研究 23卷10号(昭和46年)・24卷10号(昭和47年)

大阪市立大学文学部

二

江戸幕府執政のはじめ、八瀬村の支配は附近の多くの村と同様に、京都に駐在する所司代、町奉行ならびに代官など幕府の役人らの管理に委された。慶長十六年十月に所

司代板倉伊賀守勝重は、代々の先例に倣つて、八瀬童子の

諸商売のことならびに山林境目のことなどを從前のごとく

山城國八瀬庄童子諸商売事 御綸旨并御代々証文分明之上者至山林境目迄任先例不可有相違之旨依仰下知如件

慶長十六年十月 日

伊賀守源朝臣在判

右は江戸幕府の支配下における下知状の発せられた第一着と見るべきものであった。これによつて爾後歴代の所司代も引続いて、その代替りの度ごとに同文による縦目の下知状を下す慣例を開いたのである。それらの判物は明治維新の直前に至るまで、すべて欠けることなく厳重に保存されてきた。もつともこの下知状を下げ渡されるためには、所司代が交替して新たに着任すると、間もなく村方から願書を捧げて請うことになつていていたようである。三代目の牧野佐渡守親成の在職中(承応三年十一月二十八日から寛文八年五月十六日まで十五年)には、これが容易に与えられなかつたので、寛文三年八月にもつぎのように願書を提出して実現を乞うている。

乍恐御訴訟申上候

殿様御上洛被為成候砌より此かた御継目力之御書頂戴仕

度と存度々相つめ申候へ共其儀無御座候故何共迷惑仕候
あわれ御慈悲に御継目之御書被下候は八瀬末代之宝物と
存有難悉可奉存候

寛文三年

卯八月十二日

八瀬惣中印

御奉行様

右の如くして、翌九月に至り着任以来十年を経て、よう
やく先例通りに牧野親成の判物下知状を頂戴することがで
きた。

さて板倉勝重は件の下知を発したと時を同じくして、左
の禁制を八瀬村に掲げ、もって一村の保護統制に当った。

禁 制 八瀬

一於当中他郷之者理無鉄炮放事

一山林竹木伐採之事

一他領者当所川狩之事

右条々任先規御下知之旨停 止訖若於違犯之輩者可處嚴

科者也仍執達如件

慶長十六年十月一日

伊賀守源朝臣

印

慶長十八年になると、今度は左の五ヶ条を立てて村落生
活の保障と治安の維持とを図り、併せて御料山の保護をも
指図している。そのうちに十人組の組成を命じた一項は
注目されよう。これより先に豊臣秀吉は、慶長二年三月二
日をもって、前田玄以ら五人の奉行人をして七条の掟書を
發布せしめたことがある。そのうちに「諸奉公人、侍は五
人、下人は十人組に連判を統」の文言が見えた。なおまた
つぎの如き条々をも立てていた。

一侍五人、下々十人より内の者は、有次第組たるべき
事

一右之組にきらはれ候者の事、小指をきり可追放事
つまり板倉伊賀守のこの度命ずるところの十人組もま
た、この前代の遺制を採つて継ぐものであつたと思われ
る。しかもこのことが以後も長く且つ一般に編成された五
人組の連帶による隣保自治制の母胎ともなつたのである。

覚

一郷中ニ而下代非分之儀於在之者何様之儀も此方へ直目
安指上可申事

一伊賀守自分之用所之人足遣候者扶持方之儀金右衛門内
記ニ申付候間取可申候若兩人不出者是又此方へ可申上

事

一年貢米納所之刻ハ庄屋小百姓出相納置拵時も右之者共

立相拵可申事

一竹木在之所者此方へ無理伐申間敷事

一郷中何も拾人組申付候間惡者於在之ハ拾人組はつし此

方へ可申上事

右之条々堅可得其意者也

慶長十八年三月七日

伊賀
黒印

八瀬村莊屋

小百姓中

ついで大坂城攻めの小康を保つた同二十年二月(この年七月に元和と改)

(元)になると、八瀬山と叡山領との境目を厳重に守るべき旨の禁制を立てて、八瀬住人らが山門境域の山林に溢りに越え入らぬよう戒めた。

禁制

叡山領

一関山於松林木之事ハ不及申下草以下刈取事付木之振掘(根力)

取事

一牛かひたいたる上柴かり取事

一牛馬うしかひたいと上江のほせ候事

右条々堅令停止畢若於違背之輩者速可嚴科者也仍執達如

註 正徳六年六月に成立した『八瀬記』一巻には後醍醐天皇

件

慶長式拾年一月廿一日 伊賀守源判

禁制

比叡山

一伐採山林竹木之事

一柴薪取事

一牛馬放飼事

右条々堅致停止訖若違犯之族於有之ハ速可被処嚴科旨依

仰執達如件

慶長式拾年五月 日

伊賀守 在判

かくの如く屢次に亘つて山林の禁制が掲げられ、八瀬山と他領ことに山門領との境目を明らかにしたことは、元龜以来の延暦寺没落によつて、八瀬村人らがこれらの山林を恣に利用して、立入つて伐木採草した近年の慣行を阻止するものであり、かつは寺領淨域の結界を保持しようとすることになつたのであるが、結果は八瀬村の利害に係るところが大きく、後年の出訴を企てた遠因がここに胚胎したといえる。

綸旨と称する正月十三日付の文書をはじめ歴代の綸旨写

を載せた。また天文十一年十月十五日の室町幕府奉行人

連署状以下織田信長、豊臣氏時代の証文写もある。なお

『続八瀬記』一冊もつづいて編集された。

三

にその全文を掲げる。

〔表紙〕

「慶長十六年

〔表紙裏〕

「薬院様夫帳」

〔表紙裏〕

自八瀬夫 每月十二人ツ、

するが御下ノ夫錢メ参候

六人 九月廿三日 愛宕ヘ用

二人 十二月廿九日卅日

慶長十七年正月分

四拾八人 正月より
四月晦日迄

右之請取四度

六月九日 六人

同 十日 六人

十二日 六人

〔第一紙表〕

夫帳

祐乘坊分

正月廿日 六月

二人奥瀬 六人大坂ヘ用

慶長十六年の年紀を有する薬院様夫帳と題記された横帳の古い帳面が一冊残されていた。紙数はわずかに表紙共四枚に過ぎず、記事も簡略であつたが、同十六、十七の二年に亘つて、八瀬村方より知行主に召出された人夫を書留めている。これは薬院つまり施薬院家のみならず、寂光院よりの徵夫のこともあり、さらには祐乘坊と称するものまで、同様に村人夫を使用したことが見えた。これらの徵用使役はそれぞれ八瀬村との間に支配、もしくは知行得分の関係があつたことに基づくものであつたようである。ただし祐乘坊については、この帳以外に知るところがない。もとより宝永七年の上知目録にもその名を載せていないので、現在その八瀬村との縁故を求ることはできないが、古く慶長のころには何か関係を結んでいたに相違ない。右

八月

五人 大坂へ

二人 金入ノ用

至十月廿四日ノ御状ノ時

二人

同廿五日ニ廿四日ノ御状ニ付

二人

二人

二人

二人

十三人

うつき
万
五
持参

〔第一紙裏〕

一人 卯ノ正月仏事ノ用

二人二月御祈禱ノ用

一人 卯ノ三月廿七日

〔○以下白紙〕

〔第二紙裏〕

寂光院夫

七月十八日

八月六日

二人

二人

四人

後十月十三日伏見迄ノ用

五人

丑ノ三月廿日

御ほじの御越ノ時

五人 同京へ御上之時用也

〔第三紙裏〕 ○逆書ナリ

慶長十七年八月廿日ニ定

米ニ夫錢覚

四石七斗二升四合 薬院

七石二斗

祐乘坊

武石一斗六升

寂光院

以上十四石八升四合

此折

武百七拾壱石五斗八升ニ折付

十石ニ付五斗二升ツ、

一斗ニ付五合二タツ、

うつき
万
五
持參

文中の閏十月は慶長十七年、丑年は同十八年のことである。

四一一

八瀬の村民らが、江戸に下つてまで必死の訴訟を企てたときに、前老中武藏国川越城主秋元但馬守喬知の庇護はみなみならぬものがあつたという。秋元家歴代の言行を載録した聿修錄(明治十九年編)にはこのことに関してもつぎの記事を残した。

八瀬村比叡山と訴訟のことあり、叡山威を以て誣んとす、故に年を積みて決せず、所司代も甚だ倦まれしなり、折節公上京御座ましましければ、幸なりとて訴出しに、公忽ち理非を裁判なし玉ひしかば、八瀬村の勝にはなりてけり、土人其徳に感じ、生祠を建て之を祀る、今八瀬村に秋元大明神と尊崇あるは則ち是なり
そのいふところはいさか実情とは異なり、訛伝を混えたのは、後世の編纂に係るためには是非もないが、但馬守喬知が暗にこの事件に関与して、八瀬村を有利に導くべくいささか尽力したこととは疑いもない。あるいは命を奉じて上

洛し、禁裏造宮のことを奉行するかたわらに、自ら八瀬山を巡見してその実際を知り、あるいは江戸において在府の八瀬童子らをひそかに支援することなどもあって、村民の窮状を憐察するの情ことに深いものがあつた。喬知の心中を推察すれば、もとよりこれは前將軍綱吉の連りに新儀をおこなつて、政道にその常軌を逸脱したのを矯めて、新將軍家宣の革新の理想の下に、幕府の綱紀を張ろうとしたまでもあつて、いたずらに一山村の窮民を愛護するための举措であつたとばかりはいいきれぬものであつたに相違ない。

しかしながら当時の八瀬童子らにとつて、幕閣にその人あるのは、暗夜に燈台を求めるために頼みにしたところであった。村方から在府の同志へ書を通ずるたびごとに、必ず但馬守の起居安否を問い合わせ、かつそのご機嫌伺いを頼む由を述べていた。また訴訟が有利に解決してののちには、御礼言上ののために再び参府して、その御屋敷に伺候、土産の山椒皮を献上することがあり、祝儀の銀三枚を賜い、料理をも頂戴して首尾よく退出した。これより以後秋元家と八瀬村との縁故は永く結ばれることになつたのである。

秋元氏は姓は藤原朝臣、その先は宇都宮頼綱の男泰業より出、泰業は嘉禄年間に上総国周淮郡秋元庄を領した。よつて以つて氏とし、代々この処に住したと伝えた。あるいは源姓とも称したが、いずれにしても戦国争乱のころに至つては、上総の秋元庄にあつて、安房国の里見氏に属し、周東・周西の二郡を領した者をその祖先の中に数えるものであった。元亀・天正のころには武藏国榛沢郡深谷城に拠り、上杉氏に属して秋元越中守と名乗る者があつた。この越中守景朝（元景）は天正十五年に歿し、その子長朝が徳川家康の関八州入部に際し、これに仕えて上野国群馬郡惣社を併せて一万石を領した。惣社は景朝のときから領知したとも伝えた。長朝の子泰朝のとき、寛永十年正月に甲斐国谷村城に移されて、一万八千石を領した。かくて封を子富朝、ついで喬知に伝えたのである。

喬知は幼名を甚九郎と称した。実は下総国佐倉城主戸田山城守忠昌の嫡男であつて、母は秋元越中守富朝の女雲台院であつた。外祖父富朝の嗣子がなかつたので、とくに請

うて甚九郎を迎えて、その家祭を享けさせた。はじめ喬朝といつたが、東山天皇の諱字朝仁を憚つて、のち喬知と改めた。その伝は寛政重修諸家譜ならびに聿修錄に詳かである。略記すると、慶安二年九月に出生、秋元家に入つて明暦三年十月越中守富朝の遺領を繼いで甲斐国郡内谷村城一万八千石を領し、雁間詰に列した。年九歳。万治三年に叙爵して但馬守に任せらる。寛文五年老中土屋但馬守数直の受領名を避けて攝津守と改めたが、天和二年十月若年寄に進んでのち但馬守に復した。元禄四年二月下野国都賀郡のうちにおいて五千石の地を加えられ、のちしばしば増され、武藏国川越城に移されてすべて六万石を領有することになった。その間に元禄十二年十月には老中に挙げられて加判の列に入り、宝永五年三月禁裏造営の奉行を命ぜられ、仰せによつて榑木二十万挺を献じた。このとき東山天皇の新院御所を増建し、中御門天皇、靈元院の禁裏・仙洞両御所の敷地を拡げ、規模を大にしたという。正徳四年八月病いをもつて卒去、年六十六であつた。義舟喬知済川院と号し、上野国總社の光嚴寺に葬つた。代々の家廟である。

右に記したように、將軍綱吉ならびに家宣の時代にかけ

て幕閣の要職にあつた喬知は治世の賢良たる資幹を有して
いたことを充分に認められよう。その逸話として聿修錄に
載せるところは多い。その一端を示すと、

(徳川綱吉)

○公或日御同列と共に常憲公に拝謁し玉ひしことあり、時
に常憲公其許共近頃は何の書を読み居るやと御尋なり、
公徐にしかしかの書を見籠在り候とて、御懷より小本に
製せし論語を出し玉ふ、常憲公之を御覽ありて殊に感賞
せられたり、御同列の方々には深く恥させられしと云、
之より世に小本大に行はれしとかや

○公廉潔寡欲に渡らせ玉ふ故、諸役人の賄賂を受くる者を
只管惡み玉へり、或日松平伊予守綱政閣老一同に音物を
贈られしことあり、其時受くべきや否と相談せられしか
とも、兎角決せざれば、皆秋元殿次第との義にて其事を
公に尋ねられしかば、公には何の会釈もなく直ニ返し申
すとの御答なり、之により閣老皆其如く返されしとぞ、
時人公の坐ません程は賄賂公行の憂はなかるべしと申し
しとそ

○赤穂の義士讐を報ひし時なり、或諸侯にてありしか、御
客に入らせられ、内匠(後藤長矩)には能き家来余多持れしと御物語
ありければ、公聞召し内匠か五万石余の家にて四十七人

とは余り寡きことかと存せらるるなり、我等が家臣は残
らず右の心底に候と御答ありしかば、殊の外赤面せられ
しどそ、此御詞を承はりし者共は有難かりしなり
○公下を御し玉ふに誠実を以てし玉ひし故、下おのづから
其政教に化したり、又御身儉素に渡らせられしかば、令
なくして下に驕奢の者なかりしとそ

○公御人となり聰明にして惠を士民に施され、御言行篤敬
にして一家窮乏の者なく、采邑赤土あるなし、庶民豊饒
万才を祝したり

○公川越へ移らせられし後、米価低直なる時は糶(かいよね)し、又米
価踊騰すれば糶せられて、常に米価の高低ながらしめ玉
ひしかば、士民其恵沢を喜へり

○御同列にてありし某侯は存亡に構はれざる人なり、或
時気分滞り食胸に支へ、甚だ難儀の由沙汰ありしを、新
井筑後守君美聞きて、室新助(柏原)直清に物語りす、直清申け
るは、人は同じことに候へ共、其人となり輕重大ニ違ひ
申すことに候、只今秋元殿杯左様に候と承り候ハヘ、直
清等迄心許なく存へくとありければ、君美夫は勿論のこ
とに候、秋元殿は方々より大事の人にて候と申しけり

さて喬知は正徳四年八月に六十余歳をもつて卒去したのであるが、その死をめぐって伝えられる風聞があつた。大

奥女中絵島の事件に関与したことによるというのである。絵島は將軍家継の生母月光院に仕え、正徳二年三十二歳で大年寄の身分に進んで、六百石を食み權勢を恣ままにした。このころ大奥には淫風がはびこり、絵島の行状にも目に余るものがあつたという。たまたま正徳四年正月絵島は

月光院の代参として、芝増上寺の文昭院廟(將軍家宣の靈屋)に参詣し、その帰路に木挽町の芝居小屋山村座に立寄つた。ここで上野の常憲院廟に代拝した年寄女中の宮地をはじめ大奥女中ら十二人と參会して、歌舞伎俳優生島新五郎らを擁して酒宴遊興したことがあつた。その不謹慎な行蹟が発覚して、それぞれ罪に問われ、絵島は同年三月信濃國高遠に配流、新五郎も伊豆国三宅島に流謫され、山村座は廃絶された。このことに連座するもの男女千五百人、うち死罪二人、遠島四十余人にも及んだという大事件であつた。

秋元喬知は元禄十二年老中となり、なお大奥のことも承つていたので、この裁断にも参与して、その处罚の峻厳なこと平常の寛厚にも似ぬと当時の人々に噂された。これは一に多年女中の風紀を憂え、かつその対立の弊を肅正しようとする措置であつたことは疑いもない。しかしながらこの事件判決のち久しうして喬知は病を得、卒然として長逝した。そのためにあらぬ風評をよび、あるいは奥向きの不平怨恨を引受け自裁したのではないかとも受取られたようである。聿修錄は事の顛末を記して、つきの逸話を述べた。

公即ち諸役人ニ命ぜられ、其次第を糺問せられ、江島を信州の高遠に流し、其外死罪 或は遠島追放等、其罪の輕重により罰を行ふこと差あり、荻生物(祖慈)右衛門双松之を聞き、或人に向ひ、川越侯の人となり寛大ニ座ませしかとも、此獄を治めらるるに至りては其常の性を失ひ玉へり、恐くは久しうこと能はずと語りしとそ、果して其秋館を捐せらる

八瀬村に祀るところの秋元大明神の社は、この但馬守喬知の恩寵を永く記念して建てられたものであった。秋元家の所伝には生祠つまりその生前から祀りをおこなつたとあるが、村方の伝承はいさざか異なつていて、その死後に追慕して神祠を建てたということである。『八瀬記』一巻は喬知の歿して間もない正徳六年に成ったのであるが、秋元社については記すところがない。ただ「但馬守殿先年御死去候へとも、後年にいたり候とも御高恩村中わすれ申ましき事」と書留めたばかりである。ただし村中におこなわれる行事に綸旨祭と称する祭儀があつて、これは氏神天神社の境内にある綸旨の宮の神事と称していた。

綸旨の宮とて、天神の社の側に小社あり、毎年九月十一日、白きおし餅五ヶ神酒を供す、まつりのまへ伊勢神宮へまいり大麻をうけて、祭の日社におさむ（八瀬記）と見えた。古老の伝えるところは、秋元さまを一村に私に祀ること幕府へ憚りがあるので、山門結界に関する相論について着はひとえに歴代綸旨の権威によるものとの理由により、

綸旨の宮と称して年々その報恩の誠を致したものだとう。その祭日が九月十一日であることは伊勢講（神明講）の当日であるばかりか、のちの資料で明らかなる秋元社の祭日とも一致している。現今は赦免地祭と称して明治以来一ヶ月おくれた十月十一日になつたが、赦免地踊とよばれる風流踊を奉納して、京洛の年中行事の一つとなつていている。これら的事実を併せて考へると『八瀬記』にいう綸旨宮は秋元喬知を祀るものであつたと認められよう。幕府への遠慮があつたと称したが、幕末のころには明らかに秋元社の号を用いていた。従つて早くから村人の間では喬知を神として尊崇したことは察するに難くない。一体人を神に祀る信仰は、その人の死が何か尋常でないことに基づく場合が多くあつた。古来の怨靈、御靈を祀つたのもその非業の死靈の猛威を鎮める手段でもあった。八瀬村が秋元社を建てたのも、村方所伝の如くその歿後にあつたとすれば、ただに報恩の志のみならず、但馬守の死にざまに不審の風評を察して、慰めようとするものもあつたとしなければなるまい。」秋元社の祭礼についても、述べたいことが多くあるが、ここでは割愛する。この社の維持については、後世まで交代の秋元侯の援助が缺からずあり、年々の祭礼の時にあた

つては、絶えず献供の資がもたらされていたと伝える。い

まみる資料は幕末に近く、天保十一年以来の村方記録『後

要用大帳』一冊がある。そのうち秋元社祭礼に関しては、

安政三年九月に、御供として白銀三枚を頂戴している、文

久二年十二月付の願書には、

秋元御社、例年九月十一日無怠慢御祭礼相勤申候節、年

年秋元御社江白銀弐枚、惣堂江白銀壹枚御獻備被遊云々

と見えたように、両者の交渉は宝永正徳以来連綿として相
続されたといえよう。

覚

一秋元御社江白銀弐枚

一惣堂江白銀壹枚

右之通從秋元但馬守様御備被遊禮ニ請取両所江相備可申
候以上

九月七日

一和尚 印

二和尚 印

三和尚 印

鈴木五兵衛様

西近江 印

右之通り毎年九月七日半切紙ニ認メ伊豆藏へ參り右銀
子三枚頂戴仕候事

杉原折紙ニテ

一筆啓上仕候然者例年之通り

秋元御社へ白銀弐枚

惣堂へ 白銀壹枚

右之通從殿様御獻備被遊昨十一日祭礼無滞相済村方一統
難有大慶仕候右御礼奉申上度捧愚札候恐惶謹言

九月十二日

一和尚 (以下略)

高取又右衛門殿

戸所六右衛門殿

安政四年には毎年の献供料を五ヶ年間分として取まと
め、一時に白銀拾五枚を秋元社、村總堂へ下げ渡された。
こうして毎年の祭儀を執行したが、右の供進料は文久元年
をもって満了したので、重ねて白銀下賜を願い出た。文久
二年十二月に折柄上洛中の家老多賀彦九郎まで先例によ
つてお供えを献ぜられたしと願い出て、早速に聞き届けら
れた。こうして同三年から再びのことと毎年おこなわれる
ことになった。明治元年には、この年から銀目通用の廃止
に伴って、従来の銀子は金封に改められ、前々通り毎年九
月七日になると京都の伊豆藏へ受取りに罷出ることになつ

た。

覚

一金三百疋

壹包

但し当年迄銀武枚分

一金百五拾疋

秋元御社江

壹包

同銀武枚分

惣堂江

右者當年タ銀目御廢止ニ付金封ニ而相備申候事右毎年九月七日伊豆藏祐太郎宅江貰ニ參ル也

こうして祭資献進の慣例は戦前昭和十年代の調査時まで變ることなく相続されていた。明治の曆法改定以来は祭日が十月十一日と改められたが、祭儀は怠りなく今日まで嚴修されている。秋元家の献供料に対し村方からは直会の餅一重ねを贈進することになつており、これも變ることがなかつた。もつとも戦後の献供については確めていない。

天保十四年秋に秋元家の大坂藏屋敷は替地を命ぜられ、またにわかに沙汰止みになつた。これによつて八瀬村から村役の東出雲、岩松丹後、六郎伊予の三名が伊豆藏に出向き、恐悦として扇子一箱を献上、同じく村の西近江から扇子一箱を献じた。この西近江の家は秋元家と特別の間柄をもつたとみえて、いつも村中としてのほかに、単独で事あるごとに懲勸を通じていた。その理由因縁は詳かでないが、この家が八瀬記編纂のころ正徳六年に村の承仕の役を勤めていたことを想うと、秋元社創設のときに何か密接な交渉ができたのかも知れない。

秋元家と八瀬村との縁故交渉についてなお述べるならば、さきの天保以来の大帳には、毎年年頭の祝詞言上をはじめとして、恒例または吉凶の大事あるごとに音問を通じ

四一五

一此度秋元様大坂御藏屋敷江戸表々御替地被仰付最早御

引渡しニ相成候處俄ニ御替地無之由いづ倉ダ御申被越
右恐悦ニ扇子一箱但シ桐五本入箱也台ハ雲縁足附別而

西近江ダ桐三本入壺箱上ル右扇子箱共万嘉ニ而誂申候
天保十四年卯閏九月 役人東出雲

岩松丹後

六郎いよ

別ニ
西近江

同年十二月二十四日に右の大坂藏屋敷役人柴田逸作は下

部ならびに伊豆藏らとともに五人連れて秋元社参拝に來、

村中の饗應をうけた。家中の人々が上洛するとみな一度は
この社頭に参る慣例があつたようである。

一秋元但馬守様大坂御藏屋敷役人柴田逸作様下部召連い

つ倉と共五人八瀬村御宮江 参詣仕候而又妙伝寺へ参り

候間俄酒肴飯持米屋城之助之所ニ而休憩いたさせ申候

色々の御礼として金子武百疋被下申候間其金子は諸入
用ニ致し残リハ役人配分

天保十四年卯十二月廿四日

弘化三年には秋元但馬守志朝ゆきともは出羽国山形城から上野国

館林城へ国替を仰付けられた。秋元家は喬知のときに甲斐
国谷村城より武藏國川越城に移され、喬房、喬求を相承け
て、涼朝の代に明和四年に山形に転じ、永朝、久朝を経て
志朝に至つたのである。この国替の祝儀の印として八瀬村

ならびに西近江は例の如く扇子箱を捧げ、役人仲伊予、六
郎伊予らが大坂藏屋敷に出頭して恐悦を申述べた。

一此度出羽国山形城主秋元但馬守様上首尾ニ而上州館林
江御国替御入城被為遊恐悦 品左之通り

扇子五本入式箱村ガ

同 三本入壺箱西近江ガ

右之通霞屋町中立売上ル西村近江ト申扇屋ニて相調
坂御藏屋舗江 参り献上仕候右之通差上候處御飯頂戴仕
候右村方ダ役人江 遣イ銭壺メ文被下候事

弘化三年午八月十六日

このころになるといわゆる幕末の政情すでに騒然とし
て、内憂外患こもごも至り世上の動きも混沌の相を示しは
じめた。幕府は天下に号令する実力を急に失い、政治の權
力はおもむろに京都に還りつつあつた。これに伴つて公私
の使命を帯びて京洛に往来する者も數を加え、諸大名なら

びにその重臣らも滞落して種々奔走に当ることもまた多くなつてきた。

文久二年三月、井伊掃部頭直憲（直弼の息）は皇妹和宮親子内親王降嫁の御礼のため上使として入洛した。秋元但馬守の家士多賀谷彦九郎らもこれに随從して京に至った。

また年末にも多賀谷氏ならびに武井喜右衛門、ついで家老大陽寺典膳なども上洛した。これらの京着にはその都度村方から時々の音物を贈つて旅情を慰め、家士らもまた八瀬村を訪れて社参した。大陽寺典膳は年明けて三年正月に社参した。当日村方から高持の衆二十四人が鍬、簫をもつて村境から道筋の清掃にあたり、出迎えには三人の和尚たち老分が神子ヶ淵まで出張った。のみならず村役両人が案内のため人足を伴つて山端の辺まで出向いた。この夜の饗応には京の出町から料理を取寄せたとあるから、村を挙げて款待したわけである。」

四一六

右御旅宿者川東二王門妙伝寺方江向

文久三年亥十二月廿三日

役人 下野河内

この年の暮十二月になつて藩公秋元志朝も上洛してき
た。将軍家茂に扈從したものである。この報を得て八瀬童

子らはその二十一日に村役下野河内らを大津宿の本陣まで出迎えの挨拶に罷出させた。一行は翌日入京、川東仁王門の妙伝寺に旅宿を定めたので、二十三日には安着の祝儀として八瀬川の雑魚を献じ、また家老以下にも菓子などを贈つて見舞つた。

一 今度御上洛ニ付当月廿一日出迎廿二日京着秋元但馬守様御上京ニ付役人大津本陣江向左之人數出迎候事尤宿錢之寿者殿様より御払被下金百疋御酒料被下役人配分廿三日恐悦献上物左之通

殿様江八瀬川雑魚生さや新シ生桶武ソニ入差上申候御家老 虎屋近江大掾ニ而誂蒸菓子百疋宛新木具台居

御中老 右同断差上ル

御用人 右同断品もの金武朱宛木具台居

元メ 同

江戸留守居 同

茶屋近江

長田近江

亀和泉

西近江

人足壱人

差添

一金五両 天満宮江 御寄附神主江 預ケ置

一金三歩 秋元社江

一金二歩 妙伝寺御異拝(金牌ノ)へ被備

一金三歩 同 御布施料

一金三歩 和尚

東口近江但シ金百疋宛
川上伊予

一金四両

當役定仕
上席之衆

メ廿壱人江

一金三両

當役
下席七人江

一金拾貳両

宮司
小前百姓九十五人江

一金壱歩

物書

一金壱歩

西近江

一金貳両

子供中江
但し当オ
十五才
以下

一金三拾両

宿元
當役
被下内拾五両
村役

一鳥目壱貫文

村役四人
金三両ツツ
定仕金壱歩
宿元武
幹金壱両ツツ

一金壱歩

医者朝枝静安被下

老御小納戸方其外侍衆共上下九拾四人計外御馬八疋

御休息所宿元

乙出雲

元治元年四月三日

被下物左之通

下侍下廻り分

東口近江

右の秋元志朝の一行は将軍家東帰に従つて、この年四月五月の間に離京したものと思われるが、その際にも村方から暇乞いの挨拶に出向いたことは申すまでもなかろう。

藩公御直拝のあった年の十一月には殿様から秋元社へ石燈籠一対御寄進の沙汰があり、かつ家中一同として同じく石燈籠一対、手水鉢一基をそれぞれ献進する旨の申出でもあつた。その石材は隣村白川村の産石をもつてし、村人足を遣して運搬、これを調製した。なおこのとき社地に石垣を積み、黒鍬者を傭うて改修の工を起こした。この現場にも家中の士が遣わされて、大工、石工その他の工人を召連れて監督見廻りに任じた。

秋元但馬守様より 石燈籠壇組

御家来中 同 壱組

同 手水鉢一基

右新調御寄附被遊白川村る當社迄運人等百人余相掛り候得共右人夫之義者被申出候様^与之事ニ候へ共村方中^る茂人足ハ寄附仕度段申上候處此儀御聞届ニ相成候事外ニ御

一今度秋元但馬守様御名代御參詣御家老斎田源藏様上下拾五人但し陸尺四人共

社地面石垣積黒鍬手間拾八人相掛り候義者申上右夫々為見分御家來壱人外ニ大工壱人白川石屋三人召連被越其節付下黒鍬手間十八人壱人ニ付七百文宛合拾武貫六百文御渡被下外ニ為茶代金式拾五疋被差遣候

元治元甲子年十一月廿日 役人長田近江

官仕代玉
休憩所弁 出雲
龜 和泉 河内

こののもちも家中の参拝その数を増して、石燈籠寄附より數日のうちに家老大陽寺友之丞が参詣、翌慶応元年三月に同じく家老岡村宗左衛門、七月に家老(用人カ)斎田源藏、二年正月に家老大陽寺四郎右衛門、二月に江戸留守居方本多九郎兵衛、さらに明治と改元ののちにも引継いで家主の來村社参は跡を絶たなかつた。中についてても斎田源藏は藩公の名代としての参拝であつた。おそらく新藩主但馬守志朝の襲封奉告の意を表わすものであつたろう。前年十月に志朝は隠居していた。

御本社江御初穗金三百疋 殿様乍

同 金五十疋 斎田様乍

秋元社江同 金百疋 殿様乍

同 金百疋 斎田様乍

妙伝寺江金百疋

金武千疋 和尚始村方惣中江被下置

金千五百疋 雜用金ニ被下置

右者御名代御參詣被遊候ニ付而上老分十八人神子ヶ淵

迄一同出迎役前之者武人山端滝本屋迄出迎十人頭乍下

一同は^(筆)ふき鍬杯を持出迎候事

慶應元丑年七月十七日

川君、諱喬知称但馬守、為人英果剛明、能甄別是非、寶
永中擢為幕府老中、當是時山城國愛宕郡八瀨村里民、與
延暦寺僧徒爭事訟之、所司代鼠牙雀角久弗能決、會皇宮
有土木之事、令君董役、八瀨村民請君斷其曲直、君片言
折訟帰直于里民、里民深德之、為建生祠祭祀以時、當時
名曰秋元明神、今歲明治十五年四月、脩其廳事乃鑄造宝
鏡一枚以納神祠令子孫識君之德沢昭明論浹民心与
朽云、銘曰

兩造具備 師聽五辭 君之折訟

公而蔑私 爰獻寶鏡 以表德威

九世孫從五位秋元興朝謹識

明治十五年に至って、秋元社の社殿改築のことがあり、
このとき新たに宝鏡壺面を鑄造して神宝として奉納される
ことになった。鏡面には秋元家当主の興朝が自ら銘を撰
び、併せて序を作った。その文は紺紙に金泥をもつて記さ
れた。つぎの如くである。

秋元神社宝鏡銘並引

鏡之為物、虛靈而昭明、其惟虛靈、故能昭妍媸、其惟昭
明、故能弁淑慝、是以我邦神器鏡居其一云、故從四位濟